have declared bankruptcy and are unable to be reinstated. ③persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity. ④persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down. ⑤persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract. ⑥persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company. ⑦persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct. ⑧persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause. ⑨persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties. ⑩persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past. ⑪persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts. ⑫persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance. ⑬persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract. ⑺Time-limit for tender : 10 : 00 7 November 2011 ⑻Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company, 2―20―68 Higashi-Tabata Kita-ku, Tokyo 114―8550 Japan TEL 03―5692―6066

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 23 年 10 月 11 日
支出負担行為担当官
　経済産業省大臣官房会計課長　赤石　浩一

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　掲載日
　平成23年８月12日（号外政府調達第151号）
2　訂正内容
　２ページ４段目、経済産業省基盤情報システムサービス　一式に係る「入札公告」、１⑷契約期間中、「平成24年４月２日から平成28年９月30日まで（うちサービス提供期間（有償期間）平成24年10月１日から平成28年９月30日までとする）」を「平成24年４月２日から平成28年10月31日まで（うちサービス提供期間（有償期間）平成24年11月１日から平成28年10月31日までとする）」に、３ページ２段目、３⑶機能証明書の受領期限中、「平成23年10月12日12時00分」を「平成23年11月16日12時00分」に、⑷入札書の受領期限中、「平成23年12月16日12時00分」を「平成24年１月27日12時00分」に、⑸開札の日時及び場所中、「平成23年12月19日14時00分」を「平成24年１月30日14時00分」に、３段目、５⑷Contact period中、「From 2 April, 2012 through 30 September, 2016 (About The service offer period (Period for a fee) : from 1 Octobar, 2012 through 30 September, 2016.)」を「From 2 April, 2012 through 31 October, 2016 (About The service offer period (Period for a fee) : from 1 November, 2012 through 31 Octobar, 2016.)」に、４段目、⑻Time-limit for verification documents中、「12 : 00　12 October, 2011」を「12 : 00　16 November, 2011」に、⑼Time-limit for tender中、「12 : 00　16 December, 2011」を「12 : 00　27 January, 2012」に、それぞれ訂正します。

入札公告の取消

平成 23 年 10 月 11 日
　契約担当役
　　国立大学法人名古屋大学
　　財務担当理事　高橋　　誠

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23
○第 18 号
　平成23年９月16日付（号外政府調達第176号・39ページ）掲載の入札公告第18号「雷大電流発生装置　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 10 月 11 日
支出負担行為担当官
北海道開発局帯広開発建設部長　大内　幸則

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発帯広第５号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　一般国道336号広尾町新宝浜トンネル南工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道広尾郡広尾町
⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝1,673m（ＳＰ64,180―ＳＰ65,853）、掘削工：掘削延長　Ｌ＝1,453m　インバート掘削延長　Ｌ＝95m
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年８月29日まで。
⑹　使用する主要な資機材　トンネル掘削補助工：フォアポーリング工（D25、Ｌ＝3.0m）Ｎ＝540本、コンクリート：Ｖ＝12,831㎥（覆工・インバート工、余巻含む）、鉄筋：Ｗ＝10.6ｔ、ロックボルト：Ｎ＝14,473本、鋼製支保材：Ｎ＝901基　Ｗ＝約385ｔ、吹付コンクリート：Ｖ＝5,126㎥（余吹き、はね返りロス含む）、巻出工：延長　Ｌ＝13m、Ｎ＝１基　コンクリート　Ｖ＝246㎥　鉄筋：Ｗ＝12.9ｔ、道路土工：Ｎ＝１式、巻出部地盤改良工：φ1800　Ｎ＝98本、巻出部薬液注入工：Ｎ＝353本、工事用電力設備工：Ｎ＝１式
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
　なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
　また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
　なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。